

障害者の就労支援を担う人材について

(平成20年7月1日現在)

1. ハローワーク

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
職業指導官 就職促進指導官	<ul style="list-style-type: none"> 求職障害者の態様・適性に応じた、職業指導、職業相談、職業紹介、職場定着支援等の実施 障害者を対象とした求人受理、求人者に対する情報提供、相談等の実施 障害者への就職支援に当たっての、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、福祉施設等の関係機関との連携 	<p>障害者の紹介関係業務に従事している者で、行政経験が概ね15～25年の者</p>	<p>【中央レベルでの研修】 「障害者雇用専門研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業指導官、就職促進指導官を対象 労働大学校(独立行政法人 労働政策研究・研究機構)で実施 前期及び後期、各2週間ずつ実施 <p>【地方レベルでの研修】 「新任障害者業務担当者研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> 初めて障害者業務を担当する者 労働局主催 2日間(異動内示後の年度内)
雇用指導官	<ul style="list-style-type: none"> 事業所に対する雇用率達成指導等、障害者の雇用促進のための指導 障害者の雇用促進のための指導を行うに当たっての、地域障害者職業センター等の関係機関との連携 	<p>障害者に係る事業主指導業務に従事している者で、行政経験が概ね15～25年の者</p>	<p>【中央レベルでの研修】 「事業主指導専門研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> 雇用指導官を対象 労働大学校で実施 8日間(年3回) <p>【地方レベルでの研修(例)】 「新任雇用指導官研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働局主催 1日間(年度当初)
障害者専門支援員	<ul style="list-style-type: none"> 求職障害者の障害の態様や適性を把握するとともに、職業紹介を行うために必要な援助について明らかにすること。 	<p>障害の理解、障害者の雇用管理上必要な配慮、障害者の職業リハビリテーションに関する理解等の専門的知識を有する</p>	<p>「障害者支援経験交流会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害者専門支援員を対象(各都道府県労働局職業対策課長が推)

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域障害者職業センター等の職業リハビリテーション実施機関、福祉関係機関、医療機関との調整を行うこと。 ・ 障害者向け求人開拓の実施について、雇用指導官、求人部門と協力すること。 ・ 求職障害者の紹介に同行し事業主への助言を行うとともに、採用後も必要に応じて事業主に対する助言を行うこと。 	者	薦) ・ 本省主催 ・ 1日間(年1回)
職業相談員(障害者職業相談担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就職を希望する障害者、その家族等に対して、職業に関する相談及び援助、職業生活に関する相談等を行うこと。 ・ 障害者の家庭等を訪問し、本人、その家族等に対して、安定した職業生活を送るための相談等を行うこと。 ・ 障害者を雇用する事業所を訪問し、職場適応の状況の把握を行うこと。 ・ 福祉施設、特別支援学校、病院、保健所等、障害者関係施設を訪問し、障害者の求職状況の把握を行うこと。 	社会的信望があり、障害者の職業問題について理解と関心を有する者	特になし
職業相談員(求人開拓担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用率が未達成の企業を中心に、事業所への電話、訪問等により、管内の雇用失業情勢、求職失業者の動向に応じた求人を開拓すること。 ・ 事業所との接触を通じ、必要に応じ、求職情報、労働市場の情報、各種助成制度の情報等求人を確保するに当たり効果的な情報を提供すること。 ・ 経済団体、個別企業等に対する協力要請により求人開拓を推進すること。 ・ 求人開拓業務に関して内部の事務処理、開拓求人のアフターフォロー等を行うこと。 	これまでの経歴等から、企業とのつながりや企業に関する知識、障害者の雇用に関する知識等を活かした障害者求人開拓の推進を期待できる者	特になし
精神障害者就職サポーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 精神障害者の求職者に対して、精神障害に関する専門的知見に基づいてカウンセリング等を行うこと ・ 精神障害者である求職者、精神障害者を雇用している又 	以下のいずれかの要件を具備する者 ・ 精神保健福祉士又は臨床心理士の資格保有者で、精神障害者の相談に係る	特になし

	<p>は雇用しようとする事業主等に対して、精神障害者の特性や職場適応に関する助言を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働局が実施する精神障害に関する研修等に協力すること 	<p>実務経験を有する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉士、作業療法士、看護師、保健師又は産業カウンセラーの資格保有者で精神障害者の相談にかかる実務経験を1年以上有する者 ・ 精神科病院、精神保健福祉センター、保健所、精神障害者の生活支援施設等で精神障害者の相談にかかる実務経験を2年以上有する者 ・ 上記に準ずると認められる者 	
障害者就労支援コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設や特別支援学校における就労支援の実施状況に関する情報収集、地域の福祉施設等に対する就労支援の情報提供等の実施 ・ 福祉施設利用者等が具体的に就職活動を行うに際しての初動的な支援の実施 ・ 地域の福祉施設や特別支援学校における就職希望者の把握、「チーム支援」の対象とする福祉施設利用者等の選定 ・ 具体的な障害者支援計画の作成や具体的な支援の実施に係る役割分担等に関する各関係機関間の連絡調整 ・ 職場定着支援(生活支援等を含む)に際しての関係機関・企業との連絡調整 ・ 「チーム支援」の効果的な実施に向けた関係機関間の連絡調整等の実施 	<p>これまでの経歴等から障害者福祉施設や特別支援学校とのつながりや企業における障害者雇用の知識等を活かした、関係機関との効果的な連絡調整が期待できる者</p>	特になし
手話協力員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員等に随伴し、ろうあ者と手話をかかわすことにより、ろうあ者に対する就職指導業務に協力すること。 	<p>手話通訳ができる者であって次に掲げる要件を具備している者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的信望があり、当該地域の聴覚障害 	特になし

		<p>者関係団体等からも信頼され、かつ、安定所の行う業務に深い関心と理解を持つものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用促進に積極的な熱意を有し、かつ、聴覚障害者の職業問題等について専門的知識を有するものであること。 ・ 自己の利益を図り、又は政治目的に利用しようとするものでないこと。 ・ 公選による公職にあるもの又はその候補者でないこと。 	
--	--	---	--

2. 地域障害者職業センター

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
障害者職業カウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者に対する職業評価(職業リハビリテーション計画の策定) ・ 障害者に対する職業指導(職業リハビリテーションカウンセリング) ・ 障害者に対する職業準備支援、OA講習を行うこと。 ・ 障害者及び事業主に対する職場適応援助者による支援 ・ 事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助 ・ 職場適応援助者の養成・研修 ・ 知的障害者及び重度知的障害者の判定(原則として、障害者職業カウンセラーとして2年以上の経験を有する者) <p>上記に付随し、関係機関との連絡・調整、関係機関に対する専門的な職業リハビリテーション技法の提供、職業リハビリ</p>	<p>厚生労働大臣が指定する試験*¹に合格し、かつ、厚生労働大臣が指定する講習*²を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者*³</p> <p>*1:厚生労働大臣が指定する試験 高障機構が実施する、障害者職業センターにおいて障害者職業カウンセラーとなる職員を採用するための試験</p> <p>*2:厚生労働大臣が指定する講習 高障機構が実施する、障害者職業センターにおいて障害者職業カウンセラーとして必要とされる基礎的な知識及び技術を付与するための講習</p> <p>*3:その他厚生労働省令で定める資格を有</p>	<p>[厚生労働大臣が指定する講習]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規採用者を対象 ・ 期間:1年間 <p>〔前期合同講習 1ヵ月程度 実地講習 9ヵ月程度 後期合同講習 2ヵ月程度〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期と後期は総合センター、実地は配属先の地域センターで実施 <p>「フォローアップ研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用後3年程度の者を対象 ・ 総合センターで実施 ・ 5日間 <p>「専門第二期研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用後5年程度の者を対象

	<p>テーションに関する情報の収集・提供、ケース会議の運営等を実施</p>	<p>する者 公共職業安定所において、5年以上障害者の職業紹介に係る事務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の経験を有する者と厚生労働大臣が認める者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センターで実施 ・ 6日間 <p>「専門第三期研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 採用後9年程度の者を対象 ・ 総合センターで実施 ・ 6日間
評価アシスタント	<p>(職業評価業務を担当する障害者職業カウンセラーの指示に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業準備支援における職業評価の補助 ・ 職業準備支援における作業支援 ・ 作業状況の観察及び記録のとりまとめ ・ 職業準備講習カリキュラムの実施 ・ 職業準備支援及びOA講習の対象者のフォローアップ ・ 職業準備支援の実施に係る関係機関等との連絡及び調整に関すること。 	<p>次のいずれかの業務に概ね1年以上従事した経験のある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域障害者職業センター等の施設における職業リハビリテーション業務 ・ 公共職業安定所における障害者の職業指導に関する業務 ・ 特殊教育諸学校における障害者の指導に関する業務 ・ 福祉・医療機関等における障害者の作業指導等に関する業務 ・ 民間事業所における障害者の作業指導又は労務管理の業務 ・ 障害者関係団体における障害者の相談又は指導に関する業務 	<p>特になし</p>
ジョブコーチ(配置型)	<p>(ジョブコーチ支援事業を担当する障害者職業カウンセラーの指示に基づく(一部、評価担当カウンセラーの指示に基づく))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支援実施事業所の職場環境等の把握・分析並びに支援対象者に係る適応状況の把握及び問題点の整理 ・ 支援対象者に対する職場適応のための指導・援助 ・ 支援対象事業主に対する支援対象者の雇用管理全般にわたる指導・助言 	<p>次のいずれかの業務に概ね1年以上従事した経験のある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域障害者職業センター等の施設における障害者職業カウンセラー業務 ・ 公共職業安定所における障害者の職業指導に関する業務 ・ 特別支援学校における障害者の指導に関する業務 	<p>〔配置要件として〕</p> <p>高障機構が実施する「配置型職場適応援助者養成研修」を修了した者(「第1号職場適応援助者養成研修」を修了した者も可)</p> <p>「配置型職場適応援助者養成研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センター及び地域センター

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象者の家族に対する支援対象者の職業生活の安定のための指導・助言 ・ 通勤指導の実施 ・ 事業終了後のフォローアップの実施 ・ 支援記録の作成 ・ 地域センターにおけるジョブコーチ養成研修実施に係る補助 ・ 職業準備支援における作業支援 <p>※ 1人の支援対象障害者に対して複数担当制(ジョブコーチ(配置型)同士又はジョブコーチ(配置型)と第1号ジョブコーチとの組み合わせによるペア)で支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設における障害者の作業指導等に関する業務 ・ 民間事業所における障害者の作業指導又は労務管理の業務 ・ 障害者関係団体における障害者の相談又は指導に関する業務 	<p>で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部研修5日、地域研修4日(年4回)
リワークアシスタント	<p>(精神障害者を主に担当する障害者職業カウンセラーの指示に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場復帰支援に係る障害者の支援の実施 ・ 職場復帰支援に係る事業主の支援の補助 ・ 対人技能等の習得のための支援の実施(職業準備支援における自立支援カリキュラムの実施) ・ 障害者の職場適応指導の実施 ・ 支援終了後のフォローアップ ・ 支援の実施に係る事業主、医師、関係機関等との連絡及び調整の補助 	<p>次のいずれかの業務に概ね1年以上従事した経験のある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業所等における障害者の作業指導又は労務管理の業務 ・ 民間事業所等における従業員の労務管理のうちメンタルヘルスマネジメントに係る業務 ・ 地域障害者職業センター等の施設における職業リハビリテーション業務 ・ 精神障害者関連の福祉・医療機関等における障害者の作業指導・就労支援等に関する業務 ・ 精神障害者関係団体における障害者の相談又は指導に関する業務 	

3. 障害者就業・生活支援センター

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
主任就業支援担当者 就業支援担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設等への訪問により支援対象者を把握し、職業リハビリテーションの受講を奨励すること。 ・ 障害者からの相談に応じ、就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、必要な指導・助言その他の援助を行うこと。 ・ 障害者に対して職業準備訓練及び職場実習をあっせんすること。 ・ 支援対象者を雇用する事業主に対して就職後の雇用管理に係る助言等を行うこと。 ・ 関係機関との連絡調整を行うとともに、連絡会議を開催すること。 ・ 関係機関に係る情報を支援対象者や関係機関等に提供すること。 	特になし	<p>「主任就業支援担当者研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任の主任就業支援担当者を対象 ・ 総合センターで実施 ・ 2～4日(年4回) <p>「就業支援担当者研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任の就業支援担当者を対象 ・ 総合センターで実施 ・ 3～4日(年4回) <p>「就業支援スキルアップ研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3年以上の経験者を対象 ・ 総合センターで実施 ・ 前期3日、実践期(12週間程度)、後期3日 <p>「全国就業支援担当者経験交流会議」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業支援担当者を対象 ・ 本省から全国就業支援ネットワークの事務局センターに委託 ・ 1日間(年1回)

※ 上記のほか、生活支援担当者が配置されている。生活支援担当者は、各センター1名配置。

要件は、身体障害者、知的障害者、精神障害者のいずれかの障害者の生活支援について相当の経験及び知識を有する者であり、かつ他の障害福祉についても熟知しているものであること。研修はなし。

4. 障害者雇用支援センター

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
指導員	<p>(業務全体を統括するセンター長の下)</p> <ul style="list-style-type: none"> 授産施設等への訪問により支援対象者を把握し、職業リハビリテーションの受講を奨励すること。 支援対象者に対して、職業準備訓練を行うこと。(作業訓練の指導、職場実習の指導)(*) 職業準備訓練を受けた後に就職した支援対象者に対して、必要な助言等を行うこと。(職場定着指導、通勤援助)(*) 支援対象者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対して、当該支援対象者の雇用管理に関する事項について助言等を行うこと。 <p>(*は地域障害者職業センターの行う職業評価に基づく)</p>	特になし	<p>付記</p> <p>指導員については、「障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修」の受講を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新任の指導員を対象 総合センターで実施 3～4日(年3回)

5. ジョブコーチ支援実施機関

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
第1号ジョブコーチ	<p>(地域障害者職業センターが策定した職業リハビリテーション計画に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援実施事業所の職場環境等の把握・分析並びに支援対象者に係る適応状況の把握及び問題点の整理 支援対象者に対する職場適応のための指導・援助 支援対象事業主に対する支援対象者の雇用管理全般にわたる指導・助言 支援対象者の家族に対する支援対象者の職業生活の安定のための助言・援助 	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人等に雇用されている者 高障機構が行う第1号職場適応援助者養成研修^{☆1}、又は厚生労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修^{☆2}を修了した者 障害者の就労支援に係る業務を1年以上行った者(*) <p>* 障害者の就労支援に係る業務を1年以上</p>	<p>[要件として]</p> <ul style="list-style-type: none"> ☆1: 高障機構が行う「第1号職場適応援助者養成研修」 総合センター及び地域センターで実施 本部研修5日、地域研修4日(年4回) ☆2: 厚生労働大臣が定める「第1号職場適応援助者養成研修」

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通勤指導の実施 ・ 事業終了後のフォローアップの実施 ・ 支援記録の作成 <p>※ 1人の支援対象障害者に対して複数担当制(第1号ジョブコーチ同士又はジョブコーチ(配置型)と第1号ジョブコーチとの組み合わせによるペア)で支援</p>	<p>行った者:就労支援等を実施する機関、医療・保健・福祉・教育機関、障害者団体、障害者雇用事業所等において、障害者の就職又は雇用の継続のために行う次の業務を1年以上行った経歴がある者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職業指導、作業指導等に関する業務 ・ 社会復帰、職場復帰の支援に関する業務 ・ 障害者の雇用管理等に関する業務 	
--	--	--	--

6. 就労移行支援事業者

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
サービス管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状態のアセスメント ・ 個別支援計画の作成と変更 ・ 個別支援計画の説明と交付 ・ サービス提供内容の管理 ・ サービス提供プロセスの管理 ・ 個別支援計画策定会議の運営 ・ サービス提供職員に対する技術的な指導と助言 ・ サービス提供記録の管理 ・ 利用者からの苦情の相談 ・ 支援内容に関する関係機関との連絡調整 ・ 管理者への支援状況報告 	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3年～10年) ・ 新制度における「相談支援従事者研修」(講義部分)を受講 ・ サービス管理責任者研修を受講 <p>注)経過措置あり</p>	<p>「サービス管理責任者研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修事業者が実施(当面、都道府県自らが実施することも可能) ・ 3日程度(講義・演習)(うち、1日半が共通、1日半が各専門分野(就労)を履修)
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適性にあった職場探し ・ 企業内授産、職場実習の指導 ・ 就職後の職場定着支援 等 	特になし	特になし
職業指導員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産活動の実施 ・ 事業所内授産の指導 等 	特になし	特になし

※ 上記のほか、生活支援員が配置されている。要件、研修とも、特になし。

7. 発達障害者支援センター

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
就労支援を担当する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労を希望する発達障害児(者)に対する就労に向けた相談等 ・ 企業等への継続的な訪問による発達障害に関する理解の促進 ・ 公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関との連携 	発達障害児(者)の就労について、相当の経験及び知識を有する者、又は、それと同等と都道府県知事等が認める者	下記<参考>を参照

※ 上記のほか、相談支援を担当する職員、発達支援を担当する職員が配置されている。

8. 特別支援学校等

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
進路指導担当主事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進路指導に関する全校教職員間の連絡調整 ・ 進路指導に関する年間指導計画の立案、修正、評価 ・ 進路指導に関する校内研修の企画・運営等 ・ 学級担任などが行う進路指導への援助・助言 ・ 生徒理解のための個人資料の収集の企画、整理、解釈、活用 ・ 進路情報の収集・整理・活用 ・ 生徒の進路相談 ・ 職業安定機関・上級学校・事業所等の関係機関との連絡 <p>(学校が公共職業安定所の業務を分担する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 求人の受理及び当該求人の安定所への連絡 ・ 求職の申込みの受理 ・ 職業指導 ・ 就職後の指導 等 	<p>当該学校の教諭であること</p> <p>(学校長が教諭の中から選任)</p>	<p>【中央レベルでの研修】</p> <p>「キャリア教育指導者養成研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5日間 ・ 教員研修センターで実施 <p>【地方レベルでの研修(例)】</p> <p>「新任進路指導主事研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1日間(年2回) ・ 県教育センターで実施

9. 企業

名称	主な職務	主な要件	研修・育成
<p>第2号ジョブコーチ (障害者助成金制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内の職場環境等の把握・分析並びに支援対象者に係る適応状況の把握及び問題点の整理 ・ 支援計画の作成 ・ 支援対象者に対する職場適応のための指導・援助 ・ 事業所内の職場適応体制の確立に向けた調整 ・ 支援対象者の家族に対する支援対象者の職業生活の安定のための助言・援助 ・ 通勤指導の実施 ・ 支援対象者に関わる関係機関との調整 ・ 支援記録の作成 	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主に雇用されている者 ・ 高障機構が行う第2号職場適応援助者養成研修^{☆1}、又は厚生労働大臣が定める第2号職場適応援助者養成研修^{☆2}を修了した者 ・ 障害者の雇用関係業務について一定の経験及び能力を有している者(＊) <p>＊ 障害者の雇用関係業務について一定の経験及び能力を有している者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者職業生活相談員の資格取得後、3年以上障害者の雇用に関する指導等の業務に就いていた者 ・ 特例子会社・重度多数雇用事業所において障害者の就業支援に関する業務を1年以上行った者 ・ 地域センターにおいて1年以上の職場適応援助者としての実務経験があるもの及び第1号職場適応援助者として240日以上の実務経験がある者並びに職場適応援助者としての実務経験がこれと同等と機構が認める者 	<p>[要件として]</p> <p>☆1:高障機構が行う「第2号職場適応援助者養成研修」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センター及び地域センターで実施 ・ 本部研修5日、地域研修4日(年3回) <p>☆2:厚生労働大臣が定める「第2号職場適応援助者養成研修」</p>
<p>障害者職業生活相談員 (障害者雇用促進法第79条)</p>	<p>次の事項に関する障害者からの相談を受け、又は指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適職の選定、能力の開発向上等、障害者が従事する職務の内容に関すること ・ 障害の態様に応じた施設・設備の改善等、作業環境の整備に関すること ・ 労働条件や職場の人間関係等、職業生活に関すること 	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主に雇用されている者 ・ 厚生労働大臣が行う講習を修了した者又は次のいずれかに該当する者 <p>① 職業能力開発総合大学の長期課程の指導員訓練(福祉工学科)修了者</p> <p>② 大学・高等専門学校卒業生等で、1</p>	<p>[要件として]</p> <p>☆「障害者職業生活相談員資格認定講習」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高障機構が都道府県障害者雇用促進協会等に委託して実施 ・ 2～3日、計12時間以上

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 余暇活動に関すること 	<p>年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ 高等学校等卒業者で、2年以上の実務経験を有する者</p> <p>④ 3年以上の実務経験を有する者</p> <p>※ 実務経験:障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の経験</p>	
<p>職業コンサルタント (障害者助成金制度)</p>	<p>雇用する障害者の雇用管理のために必要な職業生活に関する相談及び指導の業務を専門に担当する。具体的には、雇用した障害者の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場適応や職業能力の開発 ・ 職場や自宅における福祉の増進等の職業生活の充実を図るための一連の相談及び指導の業務。 	<p>次のいずれにも該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者職業生活相談員の資格を有すること ・ 障害者職業生活相談員の資格取得後、障害がある労働者の職業生活に関する相談及び指導の業務について3年以上の経験を有すること 	<p>上記<障害者職業生活相談員>を参照</p>
<p>業務遂行援助者 (障害者助成金制度)</p>	<p>雇用する障害者に対する業務の遂行に関する援助及び指導の業務を担当する。具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 作業方法、作業手順等の手本を見せながらのきめ細かな反復した指導 ・ 作業の遂行に当たり、見守りつつ行う指導・援助 	<p>事業主に雇用されている者</p>	<p>特になし</p>
<p>職場介助者 (障害者助成金制度)</p>	<p>雇用する障害者の業務の遂行のために必要不可欠な次の業務を行う。</p> <p>(障害等級2級以上の視覚障害がある労働者の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の事務処理に必要な文書の朗読と録音テープの作成 ・ 障害者の指示に基づく文書の作成とその補助業務 ・ 障害者の業務上外出の付添 等 <p>(障害等級2級以上の両上肢機能障害及び両下肢機能障害</p>	<p>事業主に雇用されている者又は委嘱された者</p>	<p>特になし</p>

	を重複する障害者等) ・ 障害者の指示に基づく文書の作成とその補助業務 ・ 障害者の指示に基づく機械の操作、コンピュータ入力とその補助業務 ・ 障害者の業務上外出の付添 等		
--	---	--	--

(参考) 福祉、保健医療、教育等の分野の職業リハビリテーション人材の育成等

障害者職業総合センター等において、職業リハビリテーションを担う人材の育成等を実施。

名称	主な対象	内容	実施主体等
職業リハビリテーション実践セミナー	医療、保健、福祉、教育等の関係機関の職員等であって、就労支援の経験が少ない者	職業リハビリテーションに関する基礎的理論、情報、技法を体系的に提供(初心者向けプログラム)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センターで実施 ・ 2～4日間(年2回)
地域職業リハビリテーション推進フォーラム	医療、保健、福祉、教育等の関係機関の職員、事業所関係者であって、地域の職業リハビリテーションのネットワークに関わる者	地域の職業リハビリテーションのネットワークの維持・発展のための情報共有、検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域障害者職業センターで実施 ・ 半日～1日程度
地域就業支援基礎講座	医療、保健、福祉、教育等の関係機関の職員であって、就労支援の知識、経験が少ない者	職業リハビリテーションに関する基礎的知識、情報等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域障害者職業センターで実施 ・ 半日～1日程度
職業リハビリテーション研究発表会	職業リハビリテーション機関をはじめ、企業、労働行政、医療・保健、福祉、教育等の関係機関の職員等	職業リハビリテーションの調査研究成果、就労支援に関する実践等の周知・紹介及び、参加者相互の意見交換、経験交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センターで実施 ・ 2日間(年1回)
発達障害者の就労支援を担当する職員のための講習会(発達障害者就労支援者育成事業)	雇用、医療、保健、福祉、教育等関係機関における発達障害者に対する支援従事者	雇用支援制度の概要、発達障害者の職業生活上の課題、効果的な支援技法等の基本的な知識・スキルに関する講習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障害者支援センター(全国6団体) ・ 1日程度

<p>発達障害者就業支援セミナー</p>	<p>発達障害者支援センターや発達障害者支援を実施している機関において就業支援を担当する者</p>	<p>発達障害者の支援施策の現状や、職業的課題とその対応方法、総合センターにおける支援技法、企業における雇用管理の実際、事業主支援の方法、事例検討、意見交換等、発達障害者の就業支援に関する知識、支援技術</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合センターで実施 ・ 3～4日間(年2回)
----------------------	---	---	---